

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1237号)

平成25年12月5日

横情審答申第1237号

平成25年12月5日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成25年8月9日教西指第247号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私達は、特定年月日横浜市に対して公益通報制度により、横浜市立特定中学校のサッカー部顧問特定教諭が体罰、精神的苦痛を与えるパワーハラスメント、暴言を行っている旨を通報した。その後、本通報により教育委員会の指示で特定中学校教員により児童及び保護者に対する聞き取り調査が実施された。私達は特定年月日に聞き取り調査を受け、私達と私の子供は体罰があった旨の証言をするとともに、体罰の証拠（録音、資料）を提出した。本調査の結果、特定中学校から教育委員会に提出された報告書の開示を請求する。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「私達は、特定年月日横浜市に対して公益通報制度により、横浜市立特定中学校のサッカー部顧問特定教諭が体罰、精神的苦痛を与えるパワーハラスメント、暴言を行っている旨を通報した。その後、本通報により教育委員会の指示で特定中学校教員により児童及び保護者に対する聞き取り調査が実施された。私達は特定年月日に聞き取り調査を受け、私達と私の子供は体罰があった旨の証言をするとともに、体罰の証拠（録音、資料）を提出した。本調査の結果、特定中学校から教育委員会に提出された報告書の開示を請求する。」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私達は、特定年月日横浜市に対して公益通報制度により、横浜市立特定中学校のサッカー部顧問特定教諭が体罰、精神的苦痛を与えるパワーハラスメント、暴言を行っている旨を通報した。その後、本通報により教育委員会の指示で特定中学校教員により児童及び保護者に対する聞き取り調査が実施された。私達は特定年月日に聞き取り調査を受け、私達と私の子供は体罰があった旨の証言をするとともに、体罰の証拠（録音、資料）を提出した。本調査の結果、特定中学校から教育委員会に提出された報告書の開示を請求する。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成25年6月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求は、特定個人が通報したとする内容について、特定中学校が実施機関に提出したとされている同校サッカー部における生徒及び保護者に対する聞き取り調査の報告書を請求しているものである。

したがって、非開示決定を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち本件申

立文書が実施機関に提出されたことが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち本件申立文書が実施機関に提出されていないことを答えることになる。

その結果、特定中学校の教員（以下「本件教員」という。）が行った体罰の有無及び特定個人が行った通報の有無が明らかになり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

- (2) 本件申立文書が実施機関に提出されたという事実の有無は、特定個人及び本件教員に関する情報であって、特定個人及び本件教員を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 条例に違反して非開示となっているため、本件申立文書の開示を求める。
- (2) 私たちは、特定中学校の副校長から聞き取り調査を受け、証言している。この調査の結果、本件申立文書が存在していることを特定中学校の副校長に確認している。また、教育委員会事務局西部学校教育事務所指導主事室の職員もその存在を肯定している。
- (3) 本件申立文書には、私たち及び私の子の情報も含まれており、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において、開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権が認められている。したがって、開示されなければ、それを訂正し、又は利用停止することができない。
- (4) 私たちが通報した内容は、文部科学省の指示により全国の国公私立の小中高等学校で実施された体罰の実態把握に係る調査の該当期間に発生したものである。体罰調査の目的は、「生徒の生命を保護する」である。したがって、本件申立文書は、条例第7条第2項第2号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。
- (5) 実施機関が主張する「条例第9条に該当する」という根拠理由が不明確である。条例第9条に該当する理由を具体的に説明することを求める。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件請求について

申立人は、「私達は、特定年月日横浜市に対して公益通報制度により、横浜市立特定中学校のサッカー部顧問特定教諭が体罰、精神的苦痛を与えるパワーハラスメント、暴言を行っている旨を通報した。その後、本通報により教育委員会の指示で特定中学校教員により児童及び保護者に対する聞き取り調査が実施された。私達は特定年月日に聞き取り調査を受け、私達と私の子供は体罰があった旨の証言をするとともに、体罰の証拠（録音、資料）を提出した。本調査の結果、特定中学校から教育委員会に提出された報告書の開示を請求する。」とする本件請求を行っている。

したがって、本件請求は、特定個人が通報したとする内容について、特定中学校が実施機関へ提出したとされている同校サッカー部における生徒及び保護者に対する聞き取り調査の報告書に関して、特定個人が通報したこと、本件教員が体罰、精神的苦痛を与えるパワーハラスメント及び暴言（以下「体罰等」という。）を行ったこと、特定個人が聞き取り調査を受けたこと並びに特定個人及び特定個人の子が証言等を行ったという事実関係を前提に、特定個人、特定個人の子及び本件教員を名指しし、特定中学校が実施機関に提出したとされている生徒及び保護者に対する聞き取り調査の報告書を請求しているものである。

これらの点を踏まえると、本件請求は、上記の特定個人が通報したこと等の事実の有無を前提とする文書の開示を求めるものと解される。

## (2) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは

非開示又は不存在について応答することによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうこととなるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

ウ 本件請求は、特定個人が通報したこと、本件教員が体罰等を行ったこと、特定個人が聞き取り調査を受けたこと並びに特定個人及び特定個人の子が証言等を行ったという事実の有無を前提とする文書の開示を求めるものであり、本件請求は特定の者を名指しして行われたものであることが認められる。

そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申立文書が存在すること、すなわち特定個人が通報したこと、本件教員が体罰等を行ったこと、特定個人が聞き取り調査を受けたこと並びに特定個人及び特定個人の子が証言等を行った事実があるという情報を明らかにすることとなる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合には、特定個人が通報したこと、本件教員が体罰等を行ったこと、特定個人が聞き取り調査を受けたこと並びに特定個人及び特定個人の子が証

言等を行った事実がないことを明らかにすることとなる。

このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は、同号ただし書アには該当せず、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にも該当するとは認められない。さらに、仮に本件申立文書に本件教員の職務遂行に係る情報が記載されているとしても、申立人が求めている情報は、本件教員が体罰等を行っているという認識を前提とするものである。しかしながら、そもそも体罰等を行うことは本件教員に分任された職務遂行の内容に係る情報であるとは認められないから、同号ただし書ウにも該当しない。

エ これらのことから、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とする非開示若しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、開示請求をなされた事項について、特定個人が通報したこと、本件教員が体罰等を行ったこと、特定個人が聞き取り調査を受けたこと並びに特定個人及び特定個人の子が証言等を行った事実があるか否かという、非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

オ なお、申立人はその他種々主張するが、本件処分の妥当性の有無の判断に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年8月9日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成25年8月23日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年9月5日 (第161回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成25年9月12日 (第235回第一部会) 平成25年9月13日 (第241回第二部会)	・諮問の報告
平成25年9月20日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成25年10月3日 (第162回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年10月17日 (第163回第三部会)	・審議
平成25年11月7日 (第164回第三部会)	・審議
平成25年11月21日 (第165回第三部会)	・審議